

保護者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症における出席停止の扱いについて

学校保健安全法施行規則により、新型コロナウイルス感染症が追加されました。新型コロナウイルス感染症予防のため、下記のいずれかに該当し、自宅待機する場合は、出席停止扱いとします。(欠席にはなりません)

- ① 発熱等の風邪症状がみられる場合
- ② 感染予防のため登校を見合わせる場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルス感染していると診断された場合  
(濃厚接触者も含む)

症状の消失または、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任にご提出ください。

\*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

---

### 学校感染症（疑い）による欠席届

東京都立成瀬高等学校長 殿

年 組 氏名

#### 1.出席停止を要する理由

- 発熱等の風邪症状がみられる場合
- 感染予防のため登校を見合わせる場合
- 医療機関において新型コロナウイルス感染していると診断された場合※  
(濃厚接触者も含む)
- その他【 】

…該当の欄に○印・記入をしてください…

※受診した医療機関名 : \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

#### 2.出席停止期間

令和 年 月 日 ( ) から 令和 年 月 日 ( ) まで

上記の理由により欠席しましたが登校を再開いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

印